

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成26年11月4日
【会社名】	マルサンアイ株式会社
【英訳名】	MARUSAN-AI CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 伊藤 明徳
【本店の所在の場所】	愛知県岡崎市仁木町字荒下1番地
【電話番号】	0564-27-3700
【事務連絡者氏名】	取締役管理統括部長 渡辺 邦康
【最寄りの連絡場所】	愛知県岡崎市仁木町字荒下1番地
【電話番号】	0564-27-3700
【事務連絡者氏名】	取締役管理統括部長 渡辺 邦康
【縦覧に供する場所】	株式会社名古屋証券取引所 (愛知県名古屋市中区栄3丁目8番20号)

1【提出理由】

当社及び連結会社（以下、「当社グループ」という）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づき提出するものです。

2【報告内容】

特別損失（訴訟損失引当金繰入額）の発生

(1) 当該事象の発生年月日

平成26年11月4日

(2) 当該事象の内容

当社は、平成24年12月21日付でERIN DOWNIEにより提起された訴訟につきまして、この度、原告と被告間で和解金支払額の合意に達し、和解完結のための事務手続きが行われています。これに伴い、特別損失を計上することになりました。

原告の概要

氏名 ERIN DOWNIE（代表）
訴訟地 オーストラリア ビクトリア州メルボルン
代理人 Maurice Blackburn ,Lawyers
住所 Level 10,456 Lonsdale Street Melbourne Vic 3000

訴訟の提起から和解に至るまでの経緯

本訴訟は、原告が、当社で製造しているスパイラルフーズ社（オーストラリア）のPB（プライベートブランド）であるBONSOY（豆乳）を飲用したことにより健康障害が発生したとし、スパイラルフーズ社（BONSOY販売者）、株式会社むそう商事（BONSOY輸出代理店）、当社（BONSOY製造者）を相手取って集団訴訟を提起したものであります。

これに対して当社は、BONSOY飲用による健康被害の確認・因果関係、損害額の妥当性確認などを中心に原告側と長期間にわたり交渉を行ってきましたところ、今般、調停人より原告および当社を含めた被告3社に対する和解交渉提案がありました。

当社は、本訴訟の長期化は好ましいものではなく、経済的、人的コストの負担増や、判決に伴う風評被害による、豆乳全体の売上減少、ブランドイメージ低下等を総合的に考慮し、調停人の和解交渉に応じることが合理的と判断するに至りました。

交渉の結果、この度原告と被告3社間で和解金額の合意がされました。現在、和解完結のための事務手続きが行われています。

被告3社和解金合意総額

被告3社にて2,500万豪ドル。

弊社和解金合意総額

606.25万豪ドル 内500万豪ドルは保険金支払、106.25万豪ドルは弊社負担。（平成26年9月19日現在の為替レート適用：97.77円/豪ドル）

(3) 当該事象の連結損益に与える影響額

和解金合意額については、保険による支払分を差し引いた103百万円を平成26年9月期において特別損失として計上いたしました。